

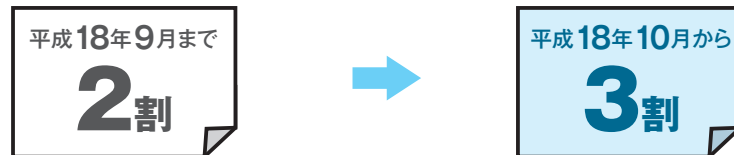
平成18年10月から

国民健康保険と老人保健の一部が変わります。

主な改正のポイント

✓ 一定以上所得者（現在2割負担の方）の自己負担割合が変わります

70歳以上の高齢者のうち、一定以上所得の方（老人保健対象者も含む）の自己負担割合を、10月から現役世代の方と同様の3割負担とします。



※一定以上所得者：同一世帯に課税所得145万円以上の70歳以上の方のいる世帯の高齢者

✓ 食費・居住費の負担が見直されます

（療養病床に入院する70歳以上の高齢者）

療養病床に入院する高齢者（長期入院患者）については、食費（食材料費・調理コスト相当）・居住費（光熱水費相当）が保険対象外となり、自己負担になります。

①入院医療の必要性の高い患者以外の者

	区 分	生活療養標準負担額
一 般	入院時生活療養(I)を算定する医療機関に入院している者	1日につき320円(居住費)と1食につき460円との合計額
	入院時生活療養(II)を算定する医療機関に入院している者	1日につき320円(居住費)と1食につき420円との合計額
低所得者 (住民税非課税)	低所得者II	1日につき320円(居住費)と1食につき210円との合計額
	低所得者I② (年金収入80万円以下等)	1日につき320円(居住費)と1食につき130円との合計額
	低所得者I① (老齢福祉年金受給者)	1日につき 0円(居住費)と1食につき100円との合計額

(注) 低所得者I①の区分は、老齢福祉年金受給者を対象とし、
低所得者I②の区分は、現行の低所得者Iのうちそれ以外の者を対象とする

②入院医療の必要性の高い患者

現行の入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額と同額